

平成30年第2回定例会（12月議会）
所管事項審査関係資料
【当日配付資料】

平成30年12月10日
あきた未来創造部

【所管事項】

高等教育支援室	高等教育無償化に係る国と地方の費用負担等 について	・・・ 1
次世代・女性活躍支援課	幼児教育無償化に係る国と地方の費用負担等 について	・・・ 2

高等教育無償化に係る国と地方の費用負担等について

高等教育支援室

12月3日の「教育の無償化に関する国と地方の協議」において国が示した内容は次のとおり。

1 無償化の概要

- (1) 対象者：低所得世帯の学生（住民税非課税世帯及びこれに準ずる世帯の学生）
- (2) 対象校：大学・短大・高専・専門学校
(ただし、複数の外部理事の任命、適正な成績管理の実施などの機関要件を満たす学校)
- (3) 実施時期：平成32年度

2 費用負担の基本的な考え方

- (1) 給付型奨学金の支給（学生個人への支給）
国が全額を負担し、(独)日本学生支援機構が学生に直接支給
- (2) 授業料・入学金の減免（学校が実施する減免に対する機関補助）

設置者の区分・学校の種類		授業料等の減免費用の負担者・割合	
国立	大学・短大・高専・専門学校	国(設置者)	全額
私立	大学・短大・高専	国(所轄庁)	全額
公立	大学・短大・高専・専門学校	都道府県・市町村(設置者)	全額
私立	専門学校	国及び都道府県(所轄庁)	国1/2、都道府県1/2

※公費負担の増については、消費税（地方消費税含む）率の引き上げによる増収分及び地方交付税で対応

3 その他

- ・制度の円滑な導入を図るため、国は、全国統一的な事務処理に関する具体的な指針を早期に策定して地方に提示
- ・私立専門学校に係る標準的な事務処理体制を整理し、その体制構築に要する費用を全額国費により制度開始の平成32年度までの2年間措置

幼児教育無償化に係る国と地方の費用負担等について

次世代・女性活躍支援課
幼保推進課

12月3日の「教育の無償化に関する国と地方の協議」において国が示した内容は次のとおり。

1 無償化の概要

- (1) 対象者：就学前教育・保育施設の利用者
 ① 3歳から5歳の全ての子ども
 ② 住民税非課税世帯の0歳から2歳の子ども
- (2) 対象施設：幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設等
- (3) 実施時期：平成31年10月

【参考】現行の幼稚園、保育所、認定こども園等の運営費負担のイメージ

公 費 負 担 私立：国1/2、県1/4、市町村1/4 公立：市町村10/10	} 無償化に伴う新たな公費負担部分
利用者負担（保育料）	
実費徴収（教材費、行事費、通園バス代等）	

2 費用負担の基本的な考え方

「子ども・子育て支援法」の基本理念を踏まえ、以下のとおり。

区 分		負担割合		
		国	都道府県	市町村
幼稚園、保育所、認定こども園	私立	1/2	1/4	1/4
	公立	—	—	10/10
認可外保育施設、幼稚園での預かり保育、ファミリー・サポート・センター事業 など		1/2	1/4	1/4

※公費負担の増については、消費税（地方消費税含む）率の引き上げによる増収分及び地方交付税で対応

3 その他

- ・ 幼児教育無償化の実施に当たって、初年度（半年間）に要する経費は、全額国費による負担
- ・ 初年度及び2年目の導入時に必要な事務費について全額国費による負担